

千葉県不育症検査費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不育症検査（以下「検査」という。）の費用の一部を助成することで不育症に悩む夫婦が早期に検査を受けてリスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「不育症」とは、2回以上の流産、死産、あるいは、早期新生児死亡の既往があることをいう。

2 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(助成対象者)

第3条 検査の費用の助成（以下「助成」という。）の対象となる者は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定により届け出て法律上の婚姻をしている夫婦、または、事実婚関係に係る申立書（様式第6号）により届け出を行っている者で、かつ、生まれてくる子の福祉に配慮し、検査の結果、出生した子について認知を行う意向がある事実婚関係にある者（以下「夫婦」、「夫」または「妻」という。）で、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 検査日において、夫婦のいずれか一方又は双方が本市に住所を有すること。
- (2) 不育症であると医療機関の医師に診断されていること。
- (3) 夫及び妻の前年の所得（1月1日から5月31日までの間に第6条の規定による助成の申請をする場合にあつては、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。なお、この場合における所得の範囲及び計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用するものとする。
- (4) 検査日における妻の年齢が43歳未満であること。

(助成の対象となる検査)

第4条 助成の対象となる検査は、対象者（ただし、夫は夫婦染色体検査のみ）が医療機関で受けた、医療保険各法の適用とならない検査のうち、別表に掲げるものとする。ただし、文書料、個室料等の検査に直接関係のない費用は除くものとする。

2 他の地方公共団体及び本市の「先進医療として告示されている不育症検査費助成事

業」からこの要綱に基づく助成と同趣旨の助成を既に受けている場合は、この要綱に基づく助成を受けたものとみなして、助成の対象外とする。

(助成額)

第5条 助成する額は、第4条の検査に要した費用に2分の1を乗じて得た額（ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）とし、1組の夫婦につき1年度あたり10万円を上限とする。

(助成回数)

第6条 助成回数は、1年度に1回とする。

2 通算助成回数は制限しない。

(助成の申請)

第7条 対象者は、助成を受けようとする年度（以下この条において「助成年度」という。）の前年度の1月1日から助成年度の12月31日までの間に実施した検査について、助成年度の末日までに千葉市不育症検査費助成事業申請書（様式第1号）に、千葉市不育症検査費受診等証明書（様式第2号）その他必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、助成をすることと決定したときは千葉市不育症検査費助成事業承認決定通知書（様式第3号）により、助成しないことと決定したときは千葉市不育症検査費助成事業不承認決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成することと決定したときは、助成する額を助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成台帳)

第9条 市長は、助成を行ったときは、千葉市不育症検査費助成事業台帳（様式第5号）を作成し、助成状況を明確にしておくものとする。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者にすでに助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補足)

第11条 千葉市不育症検査費助成事業は、医療保険各法の適用となる保険診療と医療保

除各法の適用とならない保険外診療を組み合わせる行う混合診療を認めるものではない。

- 2 この要綱で定めるもののほか、千葉市不育症検査費助成事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
(令和2年度における特例)
- 2 令和2年度に限り、第6条中「前年度の1月1日から助成年度の」とあるのは「4月1日から」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
(作成済みの書類に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(作成済みの書類に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行前に作成された書類で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別 表

項目	
抗リン脂質抗体	抗カルジオリピン β_2 グロブプロテイン I (CL β_2 GPI) 複合体抗体
	抗カルジオリピン IgG 抗体
	抗カルジオリピン IgM 抗体
	ループスアンチコアグラント
	抗 PEIgG 抗体 (抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
	抗 PEIgM 抗体 (抗フォスファチジルエタノールアミン抗体)
凝固因子検査	第XII因子活性
	プロテイン S 活性または抗原
	プロテイン C 活性または抗原
	APTT (活性化部分トロンボプラスチン時間)
内分泌検査	TSH

(甲状腺機能)	fT4 値
	TP0 抗体
子宮形態検査	子宮卵管造影検査 (HSG)
	ソノヒステログラフィー
	MRI 検査
	子宮鏡
夫婦染色体検査、流産胎児の絨毛染色体検査	